



島根県報

平成19年 1月16日 (火)
第 1,845 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

字の区域の廃止	(市 町 村 課)	1
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	(")	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	3
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	3
介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(")	3
換地計画書の縦覧 (2 件)	(農 村 整 備 課)	4
保安林予定森林	(森 林 整 備 課)	4
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	(経 営 支 援 課)	5
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	6
道路の供用開始	(")	7
都市計画事業変更の認可 (2 件)	(下 水 道 推 進 課)	8

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧 (2 件)	(環 境 生 活 総 務 課)	9
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請に係る書類の縦覧	(")	10
平成19年、平成20年及び平成21年における島根県立中央病院の医療廃棄物等処理業務の委託契約に係る一般競争入札の参加資格等	(医 療 対 策 課)	10
島根県中小企業制度融資要綱の規定に基づく指定再生手続開始申立等事業者の指定	(経 営 支 援 課)	12
都市計画変更の図書の縦覧	(都 市 計 画 課)	13

特定調達公告

アームレスX線テレビシステムの調達に係る一般競争入札の落札者等	(医 療 対 策 課)	13
---------------------------------	-------------	----

人委告示

平成18年度島根県職員 (理学療法士)、職員 (看護師) 採用試験及び職員 (経験者 (看護師)) 採用試験の実施		13
---	--	----

正 誤

平成18年12月26日付け島根県報第1,841号中	(総 務 課)	16
平成18年 3 月 7 日付け島根県報第1,757号中	(道 路 維 持 課)	16

告 示

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、津和野町長から次のとおり字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この届出に係る字の区域の廃止の効力は、平成19年1月16日から生ずる。

平成19年1月16日

島根県知事 澄 田 信 義

津和野町において字を廃止する区域

大 字	地 番
長福	長福の区域内のすべての字

島根県告示第27号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成19年1月16日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
上田歯科医院	松江市殿町516 山陰鴻池ビル2F	平成18年12月1日
有限会社 加藤薬局	松江市米子町52	平成18年12月1日
いしみつ耳鼻咽喉科クリニック	益田市高津六丁目23番20号	平成19年1月1日
医療法人 市岡眼科	松江市朝日町476番地7	平成18年11月15日
原歯科医院	簸川郡斐川町学頭693-2	平成18年10月2日

島根県告示第28号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成19年1月16日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
増原歯科医院	出雲市今市町882-5	平成18年10月31日
原歯科医院	簸川郡斐川町学頭693-2	平成18年9月26日
有限会社 加藤薬局	松江市米子町52	平成17年12月31日

島根県告示第29号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成19年1月16日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 者		実施する事業	事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
社会福祉法人 おおの福祉会	松江市大野町167	短期入所生活介護	短期入所生活事業所 大野の郷	松江市大野町167	平成18年 12月22日

島根県告示第30号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成19年 1月16日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 者		廃止する事業	事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
有限会社 加藤薬局	松江市米子町52	居宅療養管理指導	有限会社 加藤薬局	松江市米子町52	平成17年 12月31日

島根県告示第31号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の9第1号の規定により告示する。

平成19年 1月16日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
医療法人出雲勤労者健康管理協会	訪問リハビリテーション	大曲診療所	出雲市大津町1941	平成19年 1月4日
	介護予防訪問リハビリテーション			

島根県告示第32号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成19年 1月16日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
アマト合同会社	アマト指定居宅介護支援事業所	出雲市大津町2340番地4	平成19年1月11日

島根県告示第33号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う飯石南（吉田）地区芦谷工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成19年1月16日

島根県知事 澄田信義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成19年1月16日から21日間

3 縦覧の場所

雲南市役所

島根県告示第34号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う北大西地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成19年1月16日

島根県知事 澄田信義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成19年1月16日から21日間

3 縦覧の場所

雲南市役所

島根県告示第35号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年1月16日

島根県知事 澄田信義

1 保安林予定森林の所在場所

安来市広瀬町上山佐2716、2716 - 2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第36号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成19年 1月16日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ディオ松江東店 島根県松江市東津田町1355 - 5、1300 - 4

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

三成 和男 島根県松江市東津田町1985番地1

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

大黒天物産株式会社 代表取締役社長 大賀 昭司 岡山県倉敷市堀南704 - 5

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成19年 8月25日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,663.44平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

店舗所在地内 90台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

店舗所在地内 60台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

店舗建物内 59.75平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

店舗建物内 19.52立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 0時

(閉店時刻) 24時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

0時から24時

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2か所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

5時から24時

2 届出年月日

平成18年12月25日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工課(島根県松江市末次町86)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第37号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年1月16日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員		
県 道	松江鹿島美保関線	松江市鹿島町片匂206番1地先から同462番4地先まで	前	メートル 5.00~30.00	メートル 375.00	道路改良工事 拡幅
			後	5.00~42.00	375.00	
"	"	松江市鹿島町武代18番2地先から同48番2地先まで	前	9.40~10.80	181.00	道路改良工事 拡幅
			後	11.80~13.40	181.00	

松江県土整備事務所

"	松江島根線	松江市菅田町166番地先から松江市西川津町748番54地先まで	前 A	8.00~ 48.00	2,061.00	道路改良工事 左記の A 及び B は関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ
			A	8.00~ 48.00	2,061.00	
		後 B	15.00~ 83.00	3,125.00		
"	今福芸北線	浜田市金城町久佐イ1384番17地先から同1018番6地先まで	前 A	3.50~ 18.00	607.05	道路改良工事 左記の A 及び B は関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市町村道移管
			B	14.00~ 110.00	347.00	
			後 B	14.00~ 110.00	347.00	
"	浜田八重可部線	浜田市旭町都川455番地先から同地先まで	前	12.90~ 18.80	56.20	減幅 管理者へ移管
			後	10.30~ 13.90	56.20	
"	浜田八重可部線	浜田市金城町下来原1069番1地先から同999番3地先まで	前 A	13.00~ 30.00	70.00	道路改良工事 左記の A 及び B は関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ 仮設道路設置
			後 A	13.00~ 30.00	70.00	
			B	6.00~ 13.00	76.50	

浜田県土整備事務所

島根県告示第38号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年 1月16日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	松江鹿島美保関線	松江市美保関町片江1374番1地先から同町七類31番5地先まで	メートル 1,200.00	平成19年 1月16日	松江県土整備事務所	
"	三刀屋佐田線	雲南市三刀屋町乙加宮673番2地先から同地先まで	53.50	平成19年 1月16日	雲南県土整備事務所	
"	大田桜江線	大田市久利町行恒字岩根110番1地先から同字116番地先まで	110.00	平成19年 1月16日	県央県土整備事務所大田事業所	
"	浜田八重可部線	浜田市金城町下来原1069番1地先から同999番3地先まで	76.50	平成19年 1月16日	浜田県土整備事務所	

島根県告示第39号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成19年 1月16日

島根県知事 澄 田 信 義

1 施行者の名称

松江市

2 都市計画事業の種類及び名称

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）下水道事業

松江市公共下水道

3 事業施行期間

昭和48年 3月16日から平成24年 3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和51年島根県告示第749号、昭和55年島根県告示第552号、平成11年島根県告示第236号、平成12年島根県告示第381号、平成15年島根県告示第426号、昭和52年島根県告示第793号、昭和56年島根県告示第231号、昭和57年島根県告示第649号、昭和58年島根県告示第311号、昭和62年島根県告示第277号、平成元年島根県告示第504号、平成 3 年島根県告示第1,019号、平成 4 年島根県告示第771号、平成11年島根県告示第155号、平成14年島根県告示第260号及び平成15年島根県告示第471号の事業地のうち松江市浜佐田町、比津町、東生馬町、国屋町、黒田町、法吉町、菅田町、西川津町、上東川津町、下東川津町、西持田町、東持田町、川原町、福原町、矢田町、竹矢町、馬潟町、大庭町、佐草町、西津田九丁目、西津田十丁目、乃白町、上乃木五丁目、大草町、玉湯町玉造、玉湯町湯町及び玉湯町林村地内において事業地を変更し、松江市玉湯町大谷を追加する。

島根県告示第40号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成19年 1月16日

島根県知事 澄 田 信 義

1 施行者の名称

松江市

2 都市計画事業の種類及び名称

宍道都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）下水道事業

松江市公共下水道

3 事業施行期間

昭和60年 7月12日から平成24年 3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和60年島根県告示第569号、昭和62年島根県告示第699号、平成3年島根県告示第194号、平成8年島根県告示第299号、平成9年島根県告示第227号、平成12年島根県告示第808号及び平成15年島根県告示第296号の事業地のうち松江市宍道町西来待、白石、宍道及び佐々布地内において事業地を変更する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年 1月16日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成18年12月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 伯太町共同作業所チューリップの里

3 代表者の氏名

昌子 幸枝

4 主たる事務所の所在地

島根県安来市伯太町東母里531番地

5 定款に記載された目的

この法人は、社会復帰を目指す身体、知的、精神障害者に対して職業訓練の促進を図り自立心や協調性、社会適応力の涵養に努め、障害者と家族が安心して日常生活がおくれるよう、作業所運営等の自立支援を行うとともに、障害者に対し地域社会が理解を深めるよう啓発活動を推進し、広く、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

松江地区県政情報コーナー（松江合同庁舎2階）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年 1月16日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成18年12月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 島根有機農業協会

3 代表者の氏名

井口 隆史

4 主たる事務所の所在地

島根県邑智郡美郷町粕淵166番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、島根県、山口県、広島県、鳥取県の農業者、農産物加工業者に対して、有機農業の認定並びに有機農業の拡大に関する事業を行い、地域農業の発展に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

県央地区県政情報コーナー（あすてらす2階）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年1月16日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成18年12月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ぼんぼん船

3 代表者の氏名

秦野 尚雄

4 主たる事務所の所在地

島根県出雲市多伎町多岐892

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者自立支援事業を中心に、障害のある方が自立した日常生活、社会生活活動を営めるための支援を行い、ノーマライゼーションの町づくりを推進することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

出雲地区県政情報コーナー（出雲合同庁舎2階）

平成19年、平成20年及び平成21年における島根県立中央病院の医療廃棄物等処理業務の委託契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めたので、地方自治法施行令（昭和22年

政令第16号)第167条の5第2項(第167条の11第3項において準用する場合を含む。)の規定により公告する。

平成19年 1月16日

島根県知事 澄 田 信 義

1 資格審査の対象となる営業種目

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理業

2 資格審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 法人にあつては、履歴事項全部証明書

ウ 個人にあつては、誓約書

エ 営業経歴書

オ 審査基準日(平成18年12月1日)前1年における島根県税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書

カ 審査基準日の直前2年間の営業年度の財務諸表(貸借対照表、損益計算書及び剰余金又は欠損金の処理状況を明らかにした書類をいう。)(個人にあつては、青色申告書又は資産及び負債の状況を明らかにした書類)

キ 営業に必要な許可、認可等を受けていることを証する書類の写し

ク 印鑑証明書

ケ 契約等に使用する印鑑についての届

コ 島根県との取引に当たつて、代理人を定める場合は、委任状及び代理人となる者の誓約書

サ 誓約書

シ その他知事が必要と認める書類

(2) 書類の作成に用いる言語等

ア 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。その他の提出書類で外国語で記載したものには、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 金額欄は、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(3) 書類の提出先及び提出方法

島根県出雲市姫原4丁目1番地1 島根県立中央病院事務局総務管理部施設管理グループへ持参すること。

(4) 書類の受付期間及び受付時間

ア 受付期間 平成19年1月16日から同年1月31日まで及び平成20年1月16日から同年1月31日まで行う。(島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 受付時間 午前9時から午前11時30分まで及び午後1時30分から午後4時30分までとする。

(5) 受付方法

事情聴取を行うものとする。

3 入札参加者の資格審査及び格付

(1) 資格審査においては、次に掲げる事項ごとに審査し、別に定める格付基準により格付けするものとする。

ア 審査基準日の直前2年間の年間平均営業実績高

イ 審査基準日の直前決算における島根県との取引実績高

ウ 審査基準日の直前決算における自己資本の額

エ 審査基準日の直前決算における設備、機械器具等の所有状況

オ 審査基準日の前日における事業に従事する職員の数

カ 審査基準日の前日までの営業年数

キ 審査基準日の属する事業年度の前年度における流動比率(流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。)

ク 審査基準日の前日における許可業種と許可品目

(2) 格付

区 分	A 等 級	B 等 級
産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理業務	35点以上	35点未満

4 申請書類用紙及び資格審査申請要領の交付期間及び交付時間並びに交付場所

(1) 交付期間及び交付時間

ア 交付期間 2(4)アに同じ。

イ 交付時間 2(4)イに同じ。

(2) 交付場所

出雲市姫原4丁目1番地1 島根県立中央病院事務局総務管理部施設管理グループとする。

5 入札参加資格の登録の有効期間

資格を認定されたときから平成21年2月28日までとする。

6 入札参加資格審査の結果の通知等

資格審査の結果の通知、申請書の記載事項の変更届及び資格の認定の取消しについては、庁舎の清掃業務及び警備業務の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和62年島根県告示第211号）第6条及び第8条から第10条までの規定の例による。

7 入札に参加できない者

(1) 特別の理由がある場合を除くほか、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 次のアからカまでに該当すると認められる者で、その事実があった後2年間を経過しない者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）

ア 契約の履行に当たり、故意に物品の製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 営業に関し、許可等を必要とする場合において、これを受けていない者

(4) 島根県税を滞納している者

(5) 消費税及び地方消費税を滞納している者

(6) 提出書類に故意に虚偽の事実を記載した者

8 その他

資格審査についての問い合わせは、島根県立中央病院事務局総務管理部施設管理グループ（電話0853 - 22 - 5111代）にすること。

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）第3条第5号に規定する指定再生手続開始申立等事業者を次のとおり指定したので公告する。

平成19年1月16日

島根県知事 澄 田 信 義

番号	名 称	住 所	指定期間
18 - 4	株式会社真庭	岡山県真庭市下市瀬1230番地 1	平成18年12月 5 日 ~ 平成19年12月 4 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成19年 1月16日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）臨港地区
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第 83号）第 9 条の規定により公示する。

平成19年 1月16日

島根県立中央病院長 中 川 正 久

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
アームレスX線テレビシステム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県立中央病院事務局経営企画部 島根県出雲市姫原四丁目 1 番地 1
- 3 落札者を決定した日
平成18年12月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社自治体病院共済会 東京都千代田区紀尾井町 3 番27号
- 5 落札金額
44,835,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成18年11月17日

人 事 委 員 会 告 示

島根県人事委員会告示第 1 号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条第 1 項の規定に基づき、平成18年度島根県職員（理学療法士）採用試験、平成18年度島根県職員（看護師）採用試験及び平成18年度島根県職員（経験者（看護師））採用試験を次のとおり実

施する。

平成19年1月16日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

1 受付期間

平成19年1月22日(月)～同年2月16日(金)

受付時間は、午前8時30分から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)。郵送による場合は、2月16日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、2月9日(金)午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

2 試験の種類、採用予定人員及び職務内容

試験の種類	採用予定人員	職務内容
理学療法士	1名	県立病院又は保健所等に勤務し、専門的業務に従事
看護師	10名	県立病院等に勤務し専門的業務に従事
経験者(看護師)	3名	

(注) 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

(1) 年齢、資格等

試験の種類	年齢・資格等
理学療法士	昭和53年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者で、理学療法士の免許を有するもの又は平成19年3月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの
看護師	昭和53年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者で、看護師の免許を有するもの又は平成19年3月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの
経験者(看護師)	昭和41年4月2日から昭和53年4月1日までに生まれた者で、看護師免許取得後の看護業務経験が5年以上あるもの(平成19年3月末までに5年に達する者を含む。)

(2) 次の各号に該当しない者

- ア 成年被後見人又は被保佐人(経過措置による準禁治産者を含む。)
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

試験の種類	日 時	試験地及び試験場	合格発表
看護師 経験者(看護師)	平成19年3月3日(土)～3月4日(日) 受付時間 8:40～8:50 試験開始時間 9:15	松江市 島根県職員会館 (松江市内中原町)	3月14日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者(棄権者を除く。)に結果を通知する。
理学療法士	平成19年3月10日(土)～3月11日(日) 受付時間 8:40～8:50 試験開始時間 9:15		

5 試験の種目、配点及び内容

試験の種類	試験種目及び配点	内 容
理学療法士	教養試験 (120点)	公務員として必要な知識及び知能について、択一式による筆記試験
	専門試験 (180点)	専門的な知識及び能力について、択一式による筆記試験
	作文試験 (200点)	職務を通じて培った知識・能力、文章による表現力、課題に対する理解力等についての試験
看護師	面接試験 (500点)	職務遂行能力等をみる目的での個別面接 (事前に経歴等調書の提出)
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査
	身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査 (健康診断書の提出)
経験者 (看護師)	教養試験 (20点)	公務員として必要な知識及び知能について、択一式による筆記試験
	専門試験 (30点)	専門的な知識及び能力について、択一式による筆記試験
	作文試験 (50点)	職務を通じて培った知識・能力、文章による表現力、課題に対する理解力等についての試験
	面接試験 (100点)	職務遂行能力等をみる目的での個別面接 (事前に経歴等調書の提出)
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査
	身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査 (健康診断書の提出)

6 専門試験出題分野

試験の種類	出 題 分 野
理学療法士	解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション医学 (リハビリテーション概論を含む。)、臨床医学大要 (人間発達学を含む。)、理学療法
看護師	基礎看護学、在宅看護論、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学、
経験者 (看護師)	公衆衛生学

7 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁 1 階受付、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所、島根県広島事務所及び島根県九州事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「採用試験請求」と朱書し、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒 (角形 2 号) を同封して、島根県人事委員会事務局あて請求すること。

(2) 受験の申込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「採用試験申込」と朱書し、配達記録郵便又は簡易書留郵便にすること。

8 合格から採用まで

(1) 合格者は、採用候補者名簿に登載され、各任命権者の請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として 1 年間とする。

(2) 看護業務経験について平成19年 3 月末までに 5 年に達することができなかった場合や、3 の受験資格を満たさない場合は、採用される資格を失う。

9 給与

初任給は、経歴に応じて決定する。このほか扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。

(学校卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。)

なお、給与については、本県の財政事情により、現在、一定割合の減額措置を実施している。

初任給の例(平成18年4月1日現在)

(1) 理学療法士

学 歴	年 齢	初任給月額(減額前)
短大3卒	21歳	165,000円

(2) 看護師

学 歴	年 齢	看護業務経験	初任給月額(減額前)
短大3卒	21歳	-	186,700円
短大3卒	29歳	8年	240,000円

正

誤

平成18年12月26日付け島根県報第1,841号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
36	下から13	平成19年1月26日(火)	平成18年12月26日(火)

平成18年3月7日付け島根県報第1,757号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
5	島根県告示第194号の表中	同6843番11地先まで	同町矢上6843番11地先まで